主 文

各原判決を破棄する。 被告人Aを罰金壱万円に、 同Bを罰金七千円に処する。

右各罰金を完納することができないときは金弐百円を壱日に換算した期間その被告人を労役場に留置する。

被告人Aより金二十四万五千七百円を追徴する。

原審及び当審における訴訟費用は全部被告人Aの負担とする。

理由

被告人Bに対する検察官(高知区検察庁検事岡村三郎)の控訴趣意及び被告人Aの弁謹人深田小太郎の控訴趣意は夫々別紙記載の通りである。

被告人Bに対する検察官の控訴趣意について、

被告人Aの弁護人の控訴趣意第一点について、

本件記録を調査するに原審各公判において被告人Aの弁護人としてCが出頭し各種の訴訟行為をしているところ、記録中に右弁護人の選任届が編綴されていないと所論の通りである。仍て考察するに刑事訴訟〈要旨〉規則第十八条は「公訴の提起後における弁護人の選任は弁護人と連署した書面を差し出してこれをしなければ〈/要旨〉ならない」旨規定し選任届を欠く弁護人の選任は明かに違法たるを免れないけれども、被告人Aよりの弁護人選任に関する回答書によれば「八月十四日弁護人としてCを選任した」旨の記載があり同被告人が本件につきCを弁護人として依頼もしてととはこれを窺うことができ且つCが高知弁護士会所属の弁護士であることによれを窺うことができ且つCが高知弁護士会所属の弁護士は原審各公判に顕著なところであるから、弁護人選任届を欠く一事を以て直ちに原審のお判所に顕著なところであるから、弁護人選任届を欠く一事を以て直ちに原審といて被告人Aのため防禦し且つ弁護していろこと記録上明かであり選任届を欠くっまないものと認める。従て論旨は採用し難い。

同第二点について

従て追徴も右二十四万五千七百円を限度とすべきであるから原判決が被告人Aに対し二十五万円の追徴を言渡したのは右の理由で違法であると謂わなければならない。結局被告人Aに対する原判決は追徴の前提となる同被告人の取得代金額の点につき誤認があり右は判決に影響を及ぼすものであるからこの点において破棄を免れ

ない。

仍で被告人Aに関する量刑不当の論旨に対する判断を省き刑事訴訟法第三百八十 条第三百九十七条にょり各原判決を破棄し同法第四百条但書の規定に従い当裁判 所において自判することとする。 (罪となるべき事実)

被告人Aは法定の除外事由がないのに拘らず昭和二十五年二月頃被告人 Bの肩書住居においてEを介し被告人Bに対し高知県長岡郡a村字bcの内三四四 田一反十五歩、同所二四五田一反十五歩及び同所道添一〇七田一反六歩計三反一畝 六歩を所定の統制額(計四千百十八円四十銭)を超える代金二十五万円で売渡す契 約をなしDを介し代金として二十四万五千七百円を受領し

被告人日は法定の除外事由がないのに拘らず前記日時場所において被告 人AよりEを介し前記田合計三反一畝六歩を前記統制額を超える代金二十五万円で 買受けたものである。

(証拠の標目)

判示第一の事実につき

原審第三回公判調書中被告人Aの供述記載

被告人人の検察官に対する第一回及び第二回各供述調書(記録第四二丁以 下)並に昭和二十六年三月二十七日附供述調書

Dの検察官に対する昭和二十六年三月十四日附供述調書

四、 Eの検察官に対する昭和二十六年三月二十三日附供述調書

五、 被告人Bの検察官に対する第一回供述調書

高知県農地課長F作成の農地売渡計画書写(記録第一七六丁)

- 判示第二の事実につき 一、 原審第一回及び第六回各公判調書中被告人Bの各供述記載
- 被告人Bの検察官に対する第一回供述調書
- 被告人Aの検察官に対する第一回及び第二回各供述調書(記録第四二丁以

(法令の適用)

被告人両名に対し農地調整法第六条の二第一項、第十七条の四(但し昭和二十六年法律第八十九号による改正前のもの)、罰金等臨時措置法第二条(各罰金刑選択)、昭和二十一年一月二十六日農林省告示第十四、刑法第十八条 被告人Aに対し刑法第十九条の二、第十九条第一項第三号、刑事訴訟法第百八十

仍て主文の通り判決する。

(裁判長判事 坂本徹章 判事 塩田宇三郎 判事 浮田茂男)